

県土第28-86号  
平成29年12月26日

関係所長 様  
関係課長 様

県土整備部長  
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

主任技術者等の緩和措置について（通知）

平成29年度に県全域で発生した災害復旧をはじめとする公共工事の円滑な発注や施工を確保するため、当面の運用として、下記のとおり定め、平成30年1月1日以降起案にかかるものから適用することとしましたので通知します。

記

1. 対象工事

三重県が発注する建設工事

2. 概要

今後、技術者や交通誘導警備員のひっ迫等の影響により、配置や確保が困難となり、災害復旧工事を含めた公共工事の円滑な発注や施工に支障を来すことが懸念されるため、当面の間、以下の緩和措置を実施する。

- ①主任技術者又は監理技術者が兼任できる請負金額の緩和（別紙1）
- ②現場代理人の常駐緩和（別紙2）
- ③交通誘導警備員の資格要件等の緩和（別紙3）

3. 適用年月日

平成30年1月1日以降起案するものから適用する。

なお、適用日以前に発注した工事についても、受注者からの申し入れがあれば、発注者と受注者による協議を行い、発注者が承諾した場合は適用する。

4. 緩和措置期間

平成31年3月31日まで（期間内に契約を締結したもの）

事務担当：県土整備部建設業課入札制度班  
TEL：059-224-2723 FAX：059-224-3290  
E-mail：kengyo@pref.mie.jp  
県土整備部技術管理課技術管理班  
TEL：059-224-2918 FAX：059-224-3290  
E-mail：gijyutsu@pref.mie.jp